

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1節 課税標準及び税率</p> <p>(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)</p> <p>4の4-1 令第1条の12 第1号に規定する「合理的な調整」とは、例えば次に掲げる方法によるものとする。なお、これらの場合の適用順序は、前記4～4の4-1に定めるところに準ずるものとする。</p> <p>(1) 合理的な調整を加えることにより法第4条第1項の規定に基づき課税価格を計算する方法</p> <p>例</p> <p>イ (省略)</p> <p>□ <u>本邦に拠点を有する輸入者が、最終的に本邦に到着させることを目的とした売買により購入した貨物を第三国で保管（保管に付随する些細な作業が行われる場合を含む）した後に、本邦へ輸入する場合には、当該売買により「現実に当該貨物が本邦に到着することとなったもの」と取り扱い、当該売買を「輸入貨物に係る輸入取引」に該当するものとして、課税価格を計算する方法</u></p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>第1節 課税標準及び税率</p> <p>(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)</p> <p>4の4-1 令第1条の12 第1号に規定する「合理的な調整」とは、例えば次に掲げる方法によるものとする。なお、これらの場合の適用順序は、前記4～4の4-1に定めるところに準ずるものとする。</p> <p>(1) 合理的な調整を加えることにより法第4条第1項の規定に基づき課税価格を計算する方法</p> <p>例</p> <p>(同左)</p> <p>(新規)</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>